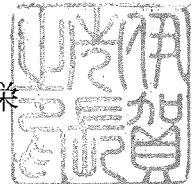


伊 総 第 1241 号  
2024(令和6)年2月22日

伊賀市議会議長 近森 正利 様

伊賀市長 岡 本 栄



### 文書質問に対する回答について

令和6年2月13日付伊議第683号で回答の要求がありました文書質問について、下記のとおり回答します。

記

### 高木上下水道事業管理者の不適切な言動について

#### 【質問1】

「申立人が組合役員の選挙に出ないよう言つてほしいという類の発言」と違法行為を指示する発言を行った意図について、高木管理者の見解を示されたい。

#### 【回答】

上下水道事業管理者より回答

#### 【質問2】

令和5年3月6日の「言動は行っていない」との答弁と、労働委員会に提出された文書の「発言をしたことがある」との記載が矛盾していることについて、市長及び高木管理者の見解を示されたい。

#### 【回答】

令和5年3月6日、上下水道事業管理者は、宮崎議員の質問に対し「支配介入行為に該当するような言動は行っていないものと認識している」と答弁している。

一方、労働委員会に提出された文書の「発言をしたことがある」との記載については、「当

該発言は、管理者室における上下水道部次長との談話程度のものであり、組合活動への介入を意図するものではない」との上下水道事業管理者の主張である。

これらのことからすれば、ご指摘の答弁と文書の記載内容については、矛盾はないものと考えるところである。

### 【質問3】

高木管理者の違法行為を指示する発言は、地方公務員法第32条に抵触すると考えるが、市長の見解を示されたい。

### 【回答】

質問の発言に関する事案は、現在、労働委員会において審査が行われており、地方公務員法第32条に抵触するか否かについては、労働委員会の審査結果を踏まえ判断すべきものと考えるところである。

### 【質問4】

高木管理者の違法行為を指示する発言については、市として内部調査を行つてしかるべきであると考えるが、市長の見解を示されたい。

### 【回答】

質問の発言に関する事案については、労働委員会の審査手続において必要な調査が行われ、事実認定と当該認定に基づく不当労働行為への当否が判断されるものと承知している。また、労働委員会から何らかの命令があった後も、再審査の申立てや行政訴訟の提起などもあり得るところである。

市としては、その結果と齟齬を生じさせないよう経過を注視し、適当な時期に必要な対応を行うよう考えるところである。



伊 経 第 7 8 3 号  
2024（令和6）年2月22日

伊賀市議会議長 近森 正利 様

伊賀市上下水道事業管理者 高木 忠幸



文書質問に対する回答について

2024（令和6）年2月13日付 伊議第683号の文書質問について、別紙のとおり回答書を提出します。



## 回答書

一 「申立人が組合役員の選挙に出ないように言ってほしいという類の発言」と違法行為を指示する発言を行った意図について、高木管理者の見解を示されたい。

令和4年度において上下水道部次長に対し、当時の組合役員について「組合役員の選挙に出ないように言ってほしい」という類の発言をしたことは認める。

しかしながら、この発言は、管理者室において上下水道部次長と二人になった際に、思わず愚痴をこぼした談話程度のものであり、組合活動への介入を指示するなど、何かを為し又は為さないようにする特段の意図があったものではない。

なお、発言を受けた次長についても、当該発言には何らの意図もないとの認識であり、当時の組合役員に対し指示等をすることはなかった。

二 令和5年3月6日の「言動は行っていない」との答弁と、労働委員会に提出された文書の「発言をしたことがある」との記載が矛盾していることについて、市長及び高木管理者の見解を示されたい。

令和5年3月6日の「言動は行っていない」との答弁は、宮崎議員の「支配介入行為を行いましたか」との質問に対する答弁であり、「(支配介入行為に該当するような) 言動・指示は行っていない」という意味である。

一方、労働委員会に提出された文書の「申立人が組合役員の選挙に出ないように言ってほしいという類の発言をしたことがあることは認める」との記載については、上記一の回答のとおり、支配介入行為を指示するものではない。

したがって、上下水道部次長に対し先述の発言をしたことは認めるが、支配介入行為に該当するような言動・指示は行っておらず、当該答弁については何ら矛盾するところはないとの認識である。